

保護者 様

習志野市立袖ヶ浦東小学校

校 長 瀬 山 英 樹

天候悪化等への対応について

天候が悪化した場合は以下のように対応しますので、御理解と御協力をお願いします。

「当日の朝の登校について、保護者の判断を可とする場合」を確認いただき、子どもの安全を第一に対応するようお願いします。

1 前日までの対応について

- (1) 前日（休日が間に入る場合は休前日）9：00までに、校長会と市教育委員会との協議で、翌日（休日の翌日）の給食の有無を決定します。
※給食食材納品中止の都合上、給食の有無は、この段階で決定されます。
- (2) 前日12：00（正午）に、校長会と市教育委員会との協議で、翌日の対応について決定します。
- (3) 御家庭には以下の方法で連絡します。

① 児童を通じて、文書で連絡します。

② 前日13：00（午後1時）以降 学校から「緊急連絡メール」を送信します。
※休日の場合は、②のみの対応となります。

《 連絡する内容について（例） 》

- ・明日は「臨時休業となります。」
- ・明日は「登校時刻を変更し、〇〇時登校とします（一部休業）。」
- ・明日は「通常通りの登校です。」
- ・明日は「給食はなく、弁当持参となります（給食の有無）。」

2 当日の朝の対応について

- (1) 前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校とします。また、前日に「一部休業」又は「通常通り」と連絡したにも関わらず、6：00の時点で暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また習志野市に土砂災害警戒情報が発表されている場合は自宅待機とします。
- (2) 警報等が解除され、登校が可能になった際は、各学校で緊急連絡メールを送信します。なお、メールには、登校を可能とする時刻と授業を開始する時刻を記します。
- (3) 10：00の時点で、引き続き暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合は臨時休業とします。この場合、再度「緊急連絡メール」を送信し、臨時休業をお知らせします。

3 （当日の朝）登校について保護者の判断を可とする場合

次の①～④の場合は、臨時休業とはなりませんが、実際の天候状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可とします。この場合、遅刻・欠席扱いとはしません。

- ① 本校から、前日に「一部休業」または、「通常通り」の連絡があったにもかかわらず、6:00の時点で、暴風警報、大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また、習志野市に土砂災害警戒情報が発表されている場合
- ② 台風・強力な低気圧の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが发令されている場合
- ③ 急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合
- ④ その他 通学路において、安全が確保されていない場合

【留意点】

- 登校を控える場合は、**学校に緊急連絡メールで連絡をしてください。**
- 気象情報（警報等）が発令されているかどうかの確認は、保護者が行ってください。

4 その他

（1）児童在校時の下校についての措置について

児童が学校にいるとき、警報・注意報が発令されている場合や発令が予測される場合には、第三中学校学区内の各学校で情報交換して、下校を早めたり、遅らせたりすることがあります。

（2）給食の対応

給食が中止となった日の必要な給食費は、徴収させていただきます。

（3）各種注意報、警報等の地域区分等

○気象情報の地域区分は気象庁のホームページによります。習志野市は、単独で「二次細分区域」になります。また、習志野市は「市町村をまとめた地域」の東葛飾に含まれます。

○気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

（4）臨時休業、一部休業となった場合の放課後児童会の対応

○放課後児童会は、当日の午前8時の開設に向けて準備を行います。

※放課後児童会の支援員が到着するまでは、児童は校内で預かります。

○給食が中止となっている場合は、弁当を持たせてください。

○登室する場合は、必ず保護者の付き添いをお願いします。

（5）前日または当日の朝に、登下校の急激な天候の変化や悪天候が予想される場合は、緊急連絡メール等を利用しての対応について周知するよう努めてまいります。

5 緊急連絡メールについて

保護者の皆様に迅速に情報をお伝えするために「緊急連絡メール」を利用しています。登録がお済みでない方や機種変更等をされた方は、登録の確認をお願いします。